

- 令和7年6月に議員立法により成立した「**貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律**」において、政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、**物流政策推進会議を開催**する旨が規定。
- このため、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」の枠組みを発展的に改組し、**議長を内閣官房長官として物流政策推進会議を開催**し、その下に、**連絡調整を行うための関係者会議**を開催。

1. 物流政策推進会議の構成員 ※1)

議長	内閣官房長官
副議長	農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
構成員	内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全担当) 国家公安委員会委員長 厚生労働大臣 環境大臣 公正取引委員会委員長 ※2)

2. スケジュール

令和8年

- 3月27日 「物流政策推進会議の開催について」の閣議口頭了解
- 3月30日 第1回推進会議
(次期「物流大綱」案)
※ 持ち回り開催
- 3月31日 次期「物流大綱」の閣議決定

※1 議長は、必要があると認めるときは、荷主を所管する大臣等、関係者の出席を求めることができる。

※2 公正取引委員会委員長のみ、現行の会議から追加。